

個人情報取扱登録簿（単票）

個人情報ファイルの名称	小金井市認知症初期集中支援事業ファイル	
市の機関の名称	小金井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる部課名	福祉保健部介護福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	認知症初期集中支援事業の記録・報告のために利用する。	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日（年齢）、4住所、5電話番号、6居住等、7世帯、8相談経路、9アセスメントの実施、10介護度、11在宅サービスの利用状況、12困っていること、13かかりつけ医、14医療職の訪問に関する承諾、15相談目的、16家族状況、17生活歴・教育歴等、18その他（経済状況等）、19訪問時に留意してほしいこと、20会議出席者、21検討した項目、22結論とこれからの目標、23訪問体制、24面接者、25身体状況、26認知症の症状、27既往歴・現病歴、28内服薬、29訪問時の様子、相談内容等、30アセスメント、31アセスメント結果、32今後必要な対応、33具体的な助言内容・今後の対応、34支援内容、35認知症の鑑別診断、36今後の認知症のフォロー、37介護・医療サービスの導入、38家族のケアの質、39支援期間、40支援終了とした理由、41相談の時期、42相談の遅れた理由、43関係機関の調整、44認知症初期集中支援チーム事業利用の効果、45全体を通しての評価・課題等	
記録範囲	認知症初期集中支援を受ける者	
記録情報の収集方法	地域包括支援センター、医療機関、介護事業者からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	小金井市総務部総務課情報公開係 小金井市前原町三丁目4番15号 小金井市役所第二庁舎6階	
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	○	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
	○	政令第21条第7項に該当するファイル
	—	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備考	—	